

Ⅱ 自主回収・公表等マニュアル

1 目的

このマニュアルは、当社が製造、加工又は販売した食品が原因で、健康被害が生じたり、生ずる可能性があることが判明した場合、健康被害の拡大を防止するために実施する自主回収又は公表等について定める。

2 自主回収すべき場合の判断

自社で自主回収を行うのは、次の場合とする。

(1) 食品衛生法違反または違反のおそれがある時

①食品衛生法に違反する食品の例示

- ・ 腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜，ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品
- ・ ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
- ・ アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
- ・ シール不良等により，腐敗，変敗した食品
- ・ 有毒魚（魚種不明フグ，シガテラ魚等）
- ・ 有毒植物（スイセン，毒キノコ等）
- ・ 硬質異物（ガラス片，プラスチック等）が混入した食品
- ・ 一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品 など

②食品衛生法違反のおそれがある食品の例示

- ・ 製造工程上の不備が確認され，健康被害が発生するおそれがある食品（殺菌工程不良，充填工程不良，容器包装不良等）
- ・ 消費者等から受けた苦情の内容が，異味，異臭の発生，異物の混入その他，健康被害が発生する恐れが否定できない食品（原因が究明されていない場合を含む）
- ・ 原材料等の自主回収等の連絡があった食品 など

(2) 食品表示法違反

食品表示法違反の例示

- ・ アレルゲン表示が欠落した食品
- ・ 本来表示すべき期間より長い期限表示をした食品（食品衛生上の危害が発生するおそれがないことが明らかな場合を除く）など

自主回収報告制度の創設について

平成30年6月に食品衛生法及び食品表示法が改正されたことにより、令和3年6月1日から、食品等事業者が食品等の自主回収（リコール）を行う場合、食品衛生法及び食品表示法に基づき、リコール情報を行政に届け出ることが義務付けられることになりました。

リコール情報を消費者に対して一元的かつ速やかに提供することにより、対象食品の喫食を防止し、健康危害を未然に防ぐとともに、行政機関によるデータ分析・改善指導を通じ、食品衛生法及び食品表示法違反の防止を図ります。

届出のあったリコール情報は、厚生労働省の「食品衛生申請等システム」から確認できます。なお、食品等事業者がリコール事案や回収状況を届け出る際には、食品衛生申請等システムの「食品等自主回収情報管理機能」を利用して、届出を行います。

(3) 自主回収を行わない場合

- ① すでに回収又は返品が終了している場合
- ② すでに、商品の期限が切れており、流通していないと思われる場合
- ③ その他、健康被害の可能性がなく、自主回収の必要性がないと判断される場合

3 自主回収を行う場合の手順

自主回収を行う場合は、保健所に連絡する。

(1) 対応手順

- ① 自主回収対象ロットの限定
 - ・原材料の情報、製造日、ライン等の調査結果に基づき、対象ロットを特定。
- ② 販売先の特定
 - ・販売記録等から販売先及び販売量を特定
- ③ 販売先や関係取引先へ速やかに連絡（別紙3 販売店連絡記載例）
- ④ 回収方法、周知方法の決定
- ⑤ 食品衛生申請等システム等により管轄保健所に自主回収届（着手）を提出（別紙1 自主回収届）※
届出内容に変更（軽微な変更は除く）があった場合は、自主回収届（変更）を提出
- ⑥ 自主回収結果をまとめる
- ⑦ 必要に応じて保健所へ改善報告書（別紙4 自主回収に係る改善報告書）を提出するとともに、食品衛生申請等システム等により自主回収届（終了）を提出（別紙1 自主回収届）

※自主回収届が不要な場合

次のいずれかに該当する場合は、自主回収の報告対象から除外されます。

- ① 不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合
（例）地域の催事で販売された食品について、催事場内での告知等で容易に回収が可能な場合
（例）外者が利用しない企業内の売店で販売された食品であって、館内放送等で容易に回収が可能な場合
（例）通信販売により会員のみ限定販売されている食品であって、顧客に対して個別に連絡することで容易に回収が可能な場合
- ② 消費者が喫食しないことが明らかな場合
（例）食品等が営業者間の取引に留まっており、卸売業者の倉庫に保管されている場合
（例）食品等が消費期限又は賞味期限を超過している場合（注：期限として不当に長期の期間を表示した場合を除く。）

ただし、届出対象とならない場合であっても、極めて毒性の強い食品（フグ、有毒植物等）の回収情報については、任意の届出を行うとともに、消費者への情報提供に努めてください。

(2) 周知方法

消費者等への周知方法は次の例によることとする。

なお、危機管理者は、責任者と協議し、周知方法を決定し、速やかに実施する。

- ① 店頭（売り場）告知（別紙5 消費者への告知文（記載例））
- ② 自社のホームページ掲載
- ③ 新聞掲載
- ④ その他…ポイントカード等の情報や 顧客リスト等による購入者への直接対応等

(3) 店頭告知等の周知期間

当該回収食品の期限、使用方法、保存方法等を考慮し、周知期間を設定する。

通常、消費（賞味）期限から1.2～1.3倍の期間を考慮して設定する。

ただし、次の場合は店頭告知等を終了することができる。

- ① 販売量がすべて回収されたことが確認された場合
- ② すべての購入者への連絡が完了したことが確認できた場合

(4) 自主回収届の提出方法

届出時は、食品衛生申請等システムを利用する（インターネット環境がない場合は、紙での提出も可）。

【食品衛生申請等システムで提出する方法】

①食品衛生申請等システムへアクセス

【URL】 <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

※PCでのアクセスを推奨します。

②食品等事業者情報登録（初回のみ）

G BizIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得する。



※営業許可申請等で、すでにアカウントを作成している場合は、同じID、パスワードが使用可能です。
 ※初回のみアカウントの作成が必要です。作成したログインIDとパスワードは、忘れないようにメモしておきましょう。

ログインID	
パスワード	

③ログインIDとパスワードを入力し、ログイン

④食品リコールを選択

⑤製造所や商品情報を入力

⑥申請（届出）



【紙で提出する方法】

- ①別紙1 自主回収届に食品等事業者情報，製造所，商品情報などを記入
- ②管轄保健所へ提出